秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹 敬久

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則 (趣旨)

- 第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者 医療の施行については、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。 以下「法」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「政令」という。)、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。)及び秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (障害認定の申請等)
- 第2条 省令第8条第1項の規定による障害認定に関する申請書の様式は、後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書(様式第1号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理し、審査を行った結果、政令で定める 障害の状態にないことを確認したときは、後期高齢者医療障害認定申請却下通知書(様 式第2号)により当該申請者に対し通知するものとする。

(被保険者に関する届書)

第3条 省令第10条、第11条及び第22条から第26条までの規定による被保険者資格の取得、変更及び喪失に関する届書の様式は、後期高齢者医療被保険者資格に係る届書(様式第3号)のとおりとする。

(病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届書)

第4条 省令第12条の規定による病院等に入院、入所又は入居中の者に関する届書の様式は、後期高齢者医療住所地特例(法第55条)該当・非該当届書(様式第4号)のとお

りとする。

(被保険者証の返還)

第5条 後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に係る取扱いについては、別にこれ を定める。

(被保険者証の再交付申請等)

- 第6条 省令第19条第1項の規定による被保険者証の再交付申請書の様式は、後期高齢 者医療再交付申請書(様式第5号)のとおりとする。
- 2 前項の規定による申請に基づき被保険者証を交付するときは、被保険者証に「再」又は「再交付」と表示するものとする。

(被保険者証等の更新)

- 第7条 省令第20条第1項の規定による後期高齢者医療被保険者証(様式第6号)の更新及び省令第21条の規定による後期高齢者医療被保険者資格証明書(様式第7号)の 更新は、原則として1年ごとに行い、更新時期は8月1日とする。
- 2 広域連合長は、必要と認めるときは、後期高齢者医療被保険者証の有効期間を延長し、 又は繰り上げて更新することができる。この場合において、後期高齢者医療被保険者証 の有効期限は、当該後期高齢者医療被保険者証に記載した期限とする。

(認定証明書の申請等)

- 第8条 省令第26条の規定による転出の届出に際して、省令第8条第1項の規定による 障害認定又は省令第62条第4項の規定による特定疾病認定の証明書の交付を受けよう とする者は、後期高齢者医療認定証明書交付申請書(様式第8号)を広域連合長に提出 しなければならない。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療認定証明書(様式第9号)を交付するものとする。

(負担区分等証明書の申請等)

- 第9条 省令第26条の規定による転出の届出に際して、負担区分等の証明書の交付を受けようとする者は、後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書(様式第10号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、後期高齢者医療負担区分 等証明書(様式第11号)を交付するものとする。

(基準収入額適用申請等)

- 第10条 省令第32条の規定による基準収入額適用申請書の様式は、後期高齢者医療基準収入額適用申請書(様式第12号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の申請書を受理したときは速やかに承認又は不承認を決定し、不 承認としたときは、後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書(様式第13号)に より当該被保険者に対し通知するものとする。

(一部負担金の減免等)

第11条 省令第33条第2項の規定による一部負担金の減免等に係る取扱いについては、 別にこれを定める。

(食事療養及び生活療養標準負担額差額の支給申請等)

- 第12条 省令第37条第2項の規定による食事療養標準負担額差額及び省令第42条第 2項の規定による生活療養標準負担額差額の支給に関する申請書の様式は、後期高齢者 医療食事療養差額支給申請書(様式第14号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の規定による支給申請書を受理したときは、速やかに支給又は不 支給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書(様式第15号)又は後期高齢者医 療給付支給申請却下通知書(様式第16号)により当該被保険者に対し通知するものと する。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 省令第46条の規定による届出の様式は、第三者行為等による届出書(様式第 17号)のとおりとする。

(療養費の支給申請等)

- 第14条 省令第47条第1項の規定による療養費の支給に関する申請書の様式は、後期 高齢者医療療養費支給申請書(様式第18号)のとおりとする。ただし、次の各号に掲 げる療養費の支給に関する申請については、当該各号に定めるところによる。
 - (1) はり、きゅう及びあんま・マッサージの施術に係る療養費の支給 はり、きゅう及 びあんま・マッサージの施術に係る療養費の取扱いについて(平成9年12月1日保 険発第150号厚生省保険局医療課長通知)の別紙1及び別紙2による。
 - (2) 秋田社会保険事務局長及び秋田県知事に受領委任の取扱いに係る登録を行っている 柔道整復師又は秋田社会保険事務局長及び秋田県知事から受領委任の承諾を受けてい る柔道整復師の施術に係る療養費の支給 柔道整復師の施術に係る療養費について (平成11年10月20日保発第144号厚生省保険局長通知)に定める協定書又は

受領委任の取扱規定による。

- 2 海外において診療を受けたときの療養費の支給を受けようとするときは、後期高齢者 医療診療内容明細書(様式第19号)及び領収明細書(様式第20号)を提出しなけれ ばならない。
- 3 広域連合長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支 給を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下 通知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(移送費の支給申請等)

- 第15条 省令第60条第1項の規定による移送費の支給申請書の様式は、後期高齢者医療療養費支給申請書のとおりとし、同条第2項に規定する添付書類のほか、移送に要した費用の領収書を添えて広域連合長に提出しなければならない。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給 を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通 知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(特定疾病の認定申請等)

- 第16条 省令第62条第1項の規定による特定疾病の認定に関する申請書の様式は、後期高齢者医療特定疾病認定申請書(様式第21号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請を認定したときは、被保険者に対し後期高齢者 医療特定疾病療養受療証(様式第22号。以下「受療証」という。)を交付し、申請を 不承認としたときは、後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書(様式第23号)に より当該被保険者に対し通知するものとする。

(限度額適用・標準負担額減額の認定申請等)

- 第17条 省令第67条第1項の規定による限度額適用・標準負担額減額の認定に関する申請書の様式は、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書(様式第24号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請を認定したときは、被保険者に対し後期高齢者 医療限度額適用・標準負担額減額認定証(様式第25号。以下「認定証」という。)を 交付し、申請を不承認としたときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定 申請却下通知書(様式第26号)により当該被保険者に対し通知するものとする。

(限度額適用・標準負担額減額認定証の更新)

- 第18条 省令第67条第6項の規定による認定証の更新は、1年ごとに行う。
- 2 認定証の更新時期は、特段の事由がある場合を除き、毎年8月1日とする。
- 3 省令第67条第3項の規定による認定証の返還対象者への通知書の様式は、後期高齢 者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書(様式第27号)とする。

(特定疾病療養受療証等の再交付申請)

- 第19条 省令第62条第8項及び第67条第6項の規定による受療証及び認定証の再交付に関する申請書は、後期高齢者医療再交付申請書のとおりとする。
- 2 前項の規定による申請に基づき受療証及び認定証を交付するときは、「再」又は「再 交付」と表示するものとする。

(高額療養費の支給申請等)

- 第20条 省令第70条第1項の規定による高額療養費の支給申請書の様式は、後期高齢 者医療高額療養費支給申請書(様式第28号)のとおりとする。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給 を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通 知書により当該被保険者に対し通知するものとする。

(葬祭費の支給申請等)

- 第21条 被保険者の葬祭を行う者は、条例第2条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、後期高齢者医療葬祭費支給申請書(様式第29号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 2 広域連合長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかに支給又は不支給 を決定し、後期高齢者医療給付支給決定通知書又は後期高齢者医療給付支給申請却下通 知書により当該被保険者の葬祭を行う者に対し通知するものとする。

(給付制限)

第22条 法第87条及び法第88条の規定に基づく絶対的給付制限及び相対的給付制限 に該当するかの適否を判断するため、当該被保険者に対し、事故傷病届(様式第30 号)を提出させるものとする。

(給付制限の通知)

第23条 給付制限を行うときは、当該被保険者に対し、後期高齢者医療給付制限通知書 (様式第31号)によりその旨を通知するものとする。

(保険医療機関等からの一部負担金未収金徴収の申立て)

- 第24条 保険医療機関等は、法第67条第2項の規定により広域連合長に対し一部負担 金未収金の徴収を申立てをするときは、後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立書 (様式第32号)に善良な管理者と同一の注意をもって被保険者から一部負担金の支払 を受けることに努めたことを証明する書類を添えて提出しなければならない。
- 2 広域連合長は、保険医療機関等における当該被保険者に対する一部負担金徴収業務が 困難と認められないときは、後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立却下通知書(様 式第33号)により前項の申立の却下を通知するものとする。

(保健事業)

(保険料の額の通知)

第25条 条例第3条の規定による保健事業については、別にこれを定める。

- 第26条 条例第16条の規定による保険料の額が定まったときの通知書及びその額に変更があったときの通知書の様式は、後期高齢者医療保険料額決定通知書(様式第34号)及び後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(様式第35号)のとおりとする。 (保険料の徴収猶予及び減免)
- 第27条 条例第17条及び第18条の規定により被保険者の保険料の徴収猶予をする場合又は減免する場合の取扱いについては、別にこれを定める。

(広域連合内で異動のあった被保険者の保険料の額)

- 第28条 賦課期日後に広域連合内において異動のあった被保険者に係る保険料の額について、条例第21条第2項の保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 2 賦課期日後に広域連合内において異動のあった被保険者に係る保険料の額について、 条例第21条第3項の保険料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て る。

(保険料の還付)

- 第29条 秋田県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年秋田県指令市町村第1990号)第2条に規定する関係市町村(以下「関係市町村」という。)の長が、法第110条において準用する介護保険法(平成9年法律第123号)第139条第2項に規定する保険料を還付した場合は、広域連合長に当該保険料の過誤納還付に関する報告をするものとする。
- 2 広域連合長は、当該還付金(還付加算金を含む。)が当該年度前に賦課し、徴収した

ものに係るものである場合は、当該市町村に当該還付金相当額を補てんするものとする。

3 前2項の規定は、普通徴収に係る還付の場合にも適用するものとする。

(保険料の充当)

- 第30条 前条第1項の規定は、関係市町村の長が、法第110条において準用する介護 保険法第139条第3項に規定する保険料を充当した場合において準用する。この場合、 前条第1項中「過誤納還付」とあるのは、「過誤納充当」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定は、普通徴収に係る充当の場合にも適用するものとする。

(申告書等)

第31条 条例第19条の規定による申告書の様式は、後期高齢者医療簡易申告書(様式 第36号)のとおりとする。ただし、住民税の課税権を持つ住所地に対して所得照会す る様式は、後期高齢者医療の賦課資料について(照会)(様式第37号)のとおりとす る。

(補則)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被保険者証更新の特例)

2 平成20年度における被保険者証の更新は、第7条第1項の規定にかかわらず、負担 区分変更に伴うものを除き、これを実施しない。

後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得(変更・喪失)届書

届	出	4	者	名		本	人との関係	Ŕ
連	絡分	元 電	話番	卡号	()			
					新規(変更・喪失)		変更前
フ	IJ	ガ	ナ					
氏			名				男・女	
生	年	月	日		明・大・昭年]	日	
住			所		市・郡		町・村	
申	請	X	分		新規・継続・転入・撤回・その	の他	申請	
申	請	事	由		新規に障害認定されたため 障害認定が継続されたため 転入前に障害認定されたため その他の理由により障害認定 (され	いたため	
所	有手帕	長又1	ま証書	種類	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害手帳 国民年金証書 障害種別その他 1級 2級 3級 A1 A2	4 級	§	
	秋田県	農後 其	期高齢	者医	療広域連合長 様			
	ا	上記の	のとお	り関	係書類を添えて(申請・届出)いた	こし	ます。	
		3	平成	:	年 月 日			
					申請者		氏名	印

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療障害認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第8条第1項に基づく障害認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

氏				名						
却	下	年	月	日		年	月	日		
却	下		理	由						

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先	役所(役場	,	課
	1又7/1(1又场)	亦
〒			
住 所			
雷託悉只	()	

後期高齢者医療被保険者資格に係る届書

届	出	者 名				本人との関係	
	 絡 先 電			(.)	1, 7, 2, 2, 2, 7, 1	
) 建河	17 元 电	前 街 万)		
		新規	(変更・	喪失)		変更前	申請区分
被保番	! 険者 号						1 新 規 □75歳に到達
保曆) (A) (B) (B)						□広域外からの 転入 □生活保護廃止
フリ	ガナ						□その他 ()
氏	名				男・女		2 変 更
生年	月日	明・大・昭	年	月	日		
住	所	市・	郡		町・村		()
							3 喪 失 □死 亡 □広域外への
	帯 主 D 続 柄						転出 □生活保護開始 □その他
世帯	氏名				男・女		()
日出	生年 月日	明・大・昭	年	月	日		
	清 区 分 6年月日		平成	年	月	日	
秋	(田県後期]高齢者医療広場	成連合長	兼			
	上記の	とおり関係書類	頁を添えて	(申請・	届出)いた	たします。	
	<u> 7</u>	成 年	月	日			
					申請者	氏名	

後期高齢者医療住所地特例(法55条)該当・非該当届書

届	出 者 名				本	人との関係	系	
連	絡先電話番号		()				
被保険者	氏 名						性別	男・女
険 者 	生年月日							
入	所施設の	名 称						
入方	所施設の所	在 地	都	・道・府	• 県	市	• 郡	町・村
(入市町	f地特例該当の ⁴ 所により施設 「村に住所を移し は 非 該 当 年	け所在 た日)	平	成	年	月	日	
	所 地 特 例 適 世 帯 主	用前						
	所 地 特 例 適 住 所	用前						
被	保険者	番 号						
保	険 者 番	号						

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

平成 年 月 日

上記のとおり届出します。

申請者 氏名

後期高齢者医療再交付申請書

雇	出者名	本人との関係	
連絡	5 先 電 話 番 号	()	
被	保険者番号		
	フリガナ		
被	氏 名		男・女
保	生年月日	明・大・昭 年 月 日	
険 者	住 所	市・郡 町・村	
	再交付事由	□紛失 □盗難 □破損 □その他()
備考	※身分確認※警察への届出※交付方法	□その他(□済 □未(届出指導) ※未 納 □有	ート) □無)
秋	田県後期高齢者四	医療広域連合長 様	
	上記のとおり、征	後期高齢者医療 □被保険者証 □限度額適用・標準負担額減額認定証 □特定疾病療養受療証 □被保険者資格証明書	の再交付を
申	請します。	J. C. D. WILLIAM D. L. C.	
	平成	F 月 日	
		申請者 氏名	Ø

様式第6号(第7条関係)

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	年	月	日
被保険者番号 住 所 氏 名 生 年 月 日 資格取得年月日 発 効 期 日 交 付 年 月 日 一部負担金の割合	性別	年 年 年	月月月月	
保険者番号				
保 険 者 名				ED

(裏 面)

注意事項

- 1.この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2.保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3.被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に提出してください。また、 転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4.この証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
- 5.有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに納期限から 1 年間経過しても保険料を滞納している場合、この証を返還していただきます。

備考

備考 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

(裏面)

注意事項

- 1 この証で診療を受けるときには、診療費用の全額を支払ってください。
- 2 保険医療機関等について診療を受けようとする ときは、必ずこの証をその窓口で渡してくださ い。
- 3 滞納している保険料を納付したときは、被保険 者証を交付します。
- 4 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出てください。
- 5 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、 この証を市町村に返してください。また、転出の 届出をする際には、この証を添えてください。
- 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日 以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してく ださい。
- 7 有効期限を経過したときは、この証を使用する ことは出来ませんから、速やかに、市町村に提出 して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺 罪として懲役の処分を受けます。

(表面)

	後期高齢者	医療	被保险	食者資	格証明書	
					日交付 日まで	
	記号	資一	-			
被	住 所					
保険者	氏 名					男・女
Ь	生年月日				年	月日
保険者	保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印					

備考

この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

後期高齢者医療認定証明書交付申請書

届	出	者。	名						本人との関		
連終	先先	電話者	番号				()			
被	保険	食者番	号								
	フ	リガ	ナ								
	氏		名								男・女
被	生	年月	日				明・大・昭	年	月	日	
保							市・郡		町・村		
険	旧	住	所								
者							都・道・府・県		市・郡		町・村
	新	住	所								
異重) 力日	(転出日	∃)				平成	年	月	日	
£k	田間	後期高	松老四	左按「	ナ城浦	·	様				
15/	四氘	仮規同	四十四	本 /泉/1	公坝 建	日文	138				
	上記	のとお	り、後	发期 隔	高齢者	医療	(障害認定 特定疾病認	忍定 〕	証明書の交	付を申請し	ます。
		平成	左	F	月	月					
		. , , ,		•	•	, .	申請者	氏名			包

後期高齢者医療認定証明書

氏	名				平成		年	月	日生	男	·女
住	新								変更年月	日	
所	旧						平成	Ì	年	月	日
認	認定	年月日		平瓦	戈	年		月	日		
定の状	認定	の内容									
況		基礎とた書類									
上	記のとお	らり、後期	高齢者医療	障害 特定	認定	定し	を行	った	ことを証	明し	ます。
	平成	年	月	日秋	(田県後其	期高	高齢者	医療	「広域連合	長	

後期高齢者医療負担区分等証明書交付申請書

届	出	者:	名	本人との関係	
連絡	多先	電話	番号	()	
被	保隆	食者 番	号		
	フ	リガ	ナ		
	氏		名		男・女
被	生	年 月	日	明・大・昭 年 月 日	
保険者	旧	住	所	市・郡 町・村	
1	新	住	所	都・道・府・県 市・郡	町・村
				本人との関係	
				本人との関係	
本人転出]一世帯 者	方に	本人との関係	
	, •			本人との関係	
				本人との関係	
異重	力日	(転出	月)	平成 年 月 日	
				医療広域連合長 様 後期高齢者医療負担区分等証明書の交付を申請します。	
		平成	4	F 月 日	
				申請者 氏名	ð

			後期高	齢者医療負	担区:	分等	証明	月書			
	氏名							年	月	E	生
1	該当する	一定し	以上負担	区分			減	額	X	分	
	負担区分	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非説	果税		老福	基準額以	下	税経過措置
	氏名							年	月	E	生
2	該当する	一定し	以上負担	旦区分			減	額	X	分	
	負担区分	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非誢	果税		老福	基準額以	下	税経過措置
	氏名							年	月	E	生
3	該当する	一定し	以上負担	旦区分			減	額	X	分	
	負担区分	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非誤	果税		老福	基準額以	下	税経過措置
	氏名							年	月	E	生
4	該当する	一定し	以上負担	旦区分			減	額	X	分	
	負担区分	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非誢	果税		老福	基準額以	下	税経過措置
	氏名							年	月	E	生
5	該当する	一定し	以上負担	旦区分			減	額	X	分	
	負担区分	特例基準額 以上	特例基準額 未満	基準額未満	非誤	果税		老福	基準額以	下	税経過措置

上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。

平成 年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療基準収入額適用申請書

届	出 者	名										本。	人との関係			
連絡	先電話	番号			()						'				
住		所				市・郡			町・村							
電	話番	号			()										
被	保険	者	番	号												
フ	IJ	ガ		ナ												
氏				名												
生	年	月		日	明治 大正 昭和	年	月	目	明治 大正 昭和	年	月	日	明治 大正 昭和	年	月	В
平成			之、老齢	-				<u>円</u>				円				円
	老齢年金	2、退職)												
年中	給 (パー	ト収入等	与 等含む。)	,				円				円				円
かの	年金・;	給与以	外の収力) 収力					円				円				円
収	合		計					円				円				円
入								1 1	-			1.1				
	(65 の収) 2 収 恩給 3 公	歳以上 入に分り 入額は戦 的年金	で後期 けてご記 すべてご 没者等の	高齢者 ご記力 ご 遺 収 関	者医療の『ださい。 【ださい。 人ください 実に対する 票、給与》	障害認定を い。ただし る特別弔慰	を受け [、] 、退期 は金、り	ている方 戦金及び 見童手当	も含む) そ 公租公課の ・児童扶養	れぞれの 対象とが 手当等、	の収入 ならない 災害	碩を公的 ^収入(B慰金等	歳以上の高 年金・給与・ 障害又は遺跡 など)は除き が確認できる	その他 に係る ます。	5年金、	
	ただ	し、1 、収入客	月1日~	こおい	って当市								添付書類は不 双入について			
5	秋田県後期	明高齢 ねんしん かんしん かんかん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん	当 医療 <i>位</i>	5域運	車合長 :	様										
	上	記のと	おり、関	関係書	書類を添;	えて後期高	5齢者3	医療の負	担区分判定	に係る中	又入額を	を申請し	ます。			
		平成	至	丰	月	申請者		氏名								
								氏名					(EI)			
								氏名					(EI)			

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長

EП

後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第3項、附則第2条第2項、附則第3条第1項に基づく基準収入額適用申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被	保際	1	番	号	
氏				名	
却	下	年	月	日	年 月 日
却	下	Į	₫	由	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先		
	役所(役場)	課
〒		
住 所		
雷話番号	()	

期高齢者医療

食事療養差額支給申請書

受作	日も	平成		年		月		日													
決定	日	平成		年		月		日													
	保険	者証番·	号								_	_									
7	皮保険	者証番	号								援差	受けた	衻	皮保	険者氏名						
4	負費公	担者番	号								を	けた									
1	受費公	給者番	号									<i> </i>		生	年月日			1	年	月	日
						ì	咸額	認足	と証の)内?	容を	E記i	載して	: <	ださい。						
	診療	寮年月												Ť	平成	年		月		日	から
	診り	奈日数									7.	景袞	期間		平成	年		月		日	まで
±⊗√	支太巫	けた図	E vieks																		
		の所在																			
		けた区																			
		関等																			
	λR	日数														B					
																Н					
		際して											負担額	頁)							円
洞	(観談)	定証の	父打书	申請乂	IJ.	処出	יינק	: *	エか つ) <i>[</i> こ:	埋日	#									
																	_				
		1 (-)	円	×	()		=	()	円	1	Ì	計		
差		D (-)	円	×	(•)		=	()	円					
ひまり ひまり	! ,	Λ (-)	円	×	()		=	()	円					
額支給	: :	= (-)	円	×	()		=	()	円					
		ホ 去	那下 (理由:	:)						円
							_													_	
支		11 5 /		口座排	辰込		1	碩	1:	普					銀行				・本月		
支払金融	文	払区分	ĵ					金種	2:	当	<u>\</u>				農協				・本		
融	수타	機関コ			1 1		<u>ز</u> إ	前	3:			ļ			信組				・本に	1	
機関									4:			座名	義人	T	金庫			支店	・本原	占	
	L	座番号									<u>(</u>	ラクフ	ガナ)								
	上記(のとお!)に療 ⁱ	 養に要		き費は	Ħ lā	関す	る証	拠書	對	を添	えて目	申請	いたします						
		平成		下 王		- <u>-</u> 元, 月			3				1	. 413		-					
	利	大田県御	後期高	齢者図	医療	広垣	連1	合長	樣												
			_	 +-			住	所													
			F	申請者		-	氏	名									-	<u>.</u> []			
						-	LV										– ا	·lı			
							連絡	絡先	;												
	大姓元) i i i i i	₹ / &∆ J:	1	巫&	大 力	> III	1 1-	また!	, de 7	-	77	7 ct	年	P	_					
受	本調》 申請	えに基で 者	ノへ紹介	ずむの。	文装	የሚገ	、喏.	ヘに	安性し	ノよ?	9 。	4	P成 (1)	干	月	8					
理			E	氏名									印	_							
代	代理	人の	(フリガ	ナ)										\dashv							
理人	氏	名											印								
の			350 F3	番号			-														

年 月 日

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齡者医療給付支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、後期高齢者医療 の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 被保険者番号
- 2 被保険者氏名
- 3 根拠となる年月等
- 4 支給金額
- 5 支給期日
- 6 支払方法

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき又は決定の執行等による著しい 損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ない でも提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)とし て提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951

住 所 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階

電話番号 018-853-7155

年 月 日

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療給付支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、後期高齢者医療 の支給については、次のとおり却下しましたので通知します。

- 1 被保険者番号
- 2 被保険者氏名
- 3 支給却下理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき又は決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ないでも提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951

住 所 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階

電話番号 018-853-7155

第三者行為等による届出書

								•					
	被保	険者番号						(ふりがな)					
								被害者氏名	T C 1		<i></i>		
		上との続柄 ⋮生の年月日		ਜ਼ ਦ	 年			男・女 M・ 午前	・ 午後		年 時	月	日生
		<u> </u>		平成	- 4	月	日	一一一	十版		吁	分頃	
	₹PX												
	加害	住 所							電	話			
	害者	(ふりがな) 氏 名							職	業			
第	使田	住 所							電	話			
第三者行為に	用者	(ふりがな) 氏 名							職	業			
関		録番号又は 車輌番号						車台番号					
する事	É	自動車損害	有	保 会 社	険 士 名				担	当			
項	賠	償責任保険	無		月証 番号				所有氏	者名			
	自重	协車普通保険	有	保 会 礼	険 士 名				担	当			
	(任意保険)	無	契 約記号	か 証 番号				電	話			
診療		病の原因又は 傷時の状況											
に関す	俘	易 病 名						初 診年月日	平成		年	月	日
								治癒まで	の見込其	間			
る事項		医療機関名 及び医師名					担当医		電	話			
	上記	このとおりお届	けい	たしま	す。				•				
	平	成 年		月	日								
						被保	住 !険者 氏	所 名					印
	秋田	県後期高齢者	医療	広域連	!合広域	連合長	樣						

代理人の欄

名

所

代理人の

住

郵便番号

後期高齢者医療療養費支給申請書

	_																	
受付		平成		年	F		E											
决员		平成		年	F	=		3										
		者証番								value	被	保険	者氏名	;				
		香証者	-							療養を				_				
		担者番								をた			月日					
1		給者番	号)		· 外					
		療年月								療養	期間		平成	年		₹		から
	診	療日数										7	平成	年		₹	日	まで
			ĺ															
	種	類																
	疾	病 名																
診療	寮を受	きけた区	療															
		の所在	_															
		けたほ																
		ては施術																
文		請をし	た															
XX		里由 は負傷	Λ															
7		B由 ■由	"															
	**	E 14																
痨	養に	要した	費月	月額								j	回	数				
審			定	額									た費用					
_	哈 -		担	金						1	食事	標準	負 担	額				
支	Ž i	給金	金	額														
								1:	普通	1			銀行			rte . ·	* rE	
支	┥	払区分	,	口層	坚振込		預金	2:	当區	ļ	•••••		農協			店・店・		
支払金融	^						種	3:		_ 			信組			店・		
融機	金融	機関コ	<u>- ド</u>				別	4:		ļ	••••••		 金庫			 店・:		
関	Г	座番号	. [•						口座名	義人					.,,,,		
		J								(カタナ	コナ)							
	上記	のとおり)に猪	養に	要した	費用	に関	する証	E拠書	類を添	えて申	請い	たしま	す。				
		平成		年	J	目		日										
	Ŧ	火田県御	後期 高	高齢者	医療区	5域)	≢合長	長様										
						1-	Ė F	if										
				由詩	老	<u>信</u>		71										
				申請	者	<u>1</u> 5		71 불							ED			
				申請	者	B		<u></u>							印			
	-	₩ - ∀ -	* / LA			<u>日</u>	€ 名 ■ 絡 5	<u> </u>		- 17	7 ct	6			印 			
		状に基っ 精者	ずく給			<u>日</u>	€ 名 ■ 絡 5	<u> </u>	します	-, <u>प</u>		年	月	B	印 _]			
受理						<u>日</u>	€ 名 ■ 絡 5	<u> </u>	します	- _{。 भ}	^z 成 印	年	月	日	EP			

Form A

Attending Physician's Statement

後期高齢者医療診療内容明細書

1	.Name of Patient (Last, First) 患者名	• '	•	•
2	.Name of IIIness or Injury prefe Diseases 傷病名及び国際疾病分類番号	erably with Number of	International CI	assification of
3	.Date of First Diagnosis: 初診日 _	D / M / Y 日 / 月 / 年	/ /	<u> </u>
4	.Duration of Treatment: 診療日数	days 日		
5	.Type of Treatment 治療の分類 Hospitalization: From 入院 自 Out Patient or Home Vi 入院外		/ /	_ (日間)
6	.Nature and Condition of II 症状の概要	Iness or Injury (in	brief)	
7	.Prescription, Operation and 処方、手術その他の処置の概要	Any other treatments	(in brief)	
8	.Was the treatment required 治療は事故の傷害によるものです		accidental injury?	Yes No はい いいえ
9	.Itemized Amounts paid to H 治療実費	ospital and/or Attend	ling Physician : 樣式B	Form B
10	. Name and Address of Atten 担当医の名前及び住所	ding Physician		
	Name 名前 :Last 姓	First 名	Title称	号
	Address 住所 : <u>Home 自宅</u>		phone 電	話
	·	<u> 病院又は診療所</u>	phone	電話
	Date 日付 :	Signature 署名		
	Refe	rence Number of your 診療録の番号	Medical Record (i	• •

日本語の翻訳文を添付しなければ、申請を受理することはできません。 (翻訳文には、必ず翻訳者の氏名及び住所を記載してください。) Form B

Itemized receipt

領 収 明 細 書

(1)	Fee for initial office visit	初診料	\$
(2)	Fee for follow-up office visit	再診料	\$
(3)	Fee for home visit	往診料	\$
(4)	Fee for hospital visit	入院管理料	\$
(5)	Hospitalization	入院費	\$
(6)	Consultation	診察費	\$
(7)	Operation	手術費	\$
(8)	X - ray examination	X 線検査費	\$
(9)	Medication	医薬費	\$
(10)	Anesthetics	麻酔費	\$
(11)	Operating room charge	手術室費用	\$
(12)	Others(specify)	その他(項目明記)	\$ \$
(13)	Total	合 計	\$

Important : Exclude the amount irrelevant to treatment, I-e, extra charge for a bed.

注 意 : 高級室料等治療に直接関係ないものは除いて下さい。

Name and Address of Attending Physician / Superintendent of Hospital or Clinic 担当医又は病院事務長の名前及び住所

Name	:	Last	First	Title	
名前		姓	名	称号	
Address	:	Home	自宅	Phone	電話
住所		Office	病院又は診療所	Phone	電話
Date	:		Signature		
日付			署名		

後期高齢者医療特定疾病認定申請書

届	出	者	名	7						本人との	関係	
連	絡先	電話	番号	1		()					
被	保	険 耆	香番	号								
	フ	IJ	ガ	ナ								
被	氏			名								
保险	生	年	月	日			明・大・田	召	年	月	日	
) 者	住			所			市・郡		町・村			
疾	病	の	名	称		人工透析が必 先天性血液凝 血液凝固因子	固因子障害(の一部	/感染			
	秋田	県後	後期	高齢	者医療	広域連合長 様						
	上	:記0	الحاد	おり、	関係	書類を添えて後	期高齢者医療	§特定疾病	療養受療	証の交付を	を申請し	ます。
			1	年	月	日	申請者	氏名				印
			こと	おり、	関係	書類を添えて後	期高齢者医療		療養受療	証の交付を		

			後世	1高齢:	老 医療	特定库	広 寮 養	受療証		
				(1) Els.				. 文 派 皿		
				交付年	月日	年	月	<u>月</u>		
認	定疾	病 名								
被任	呆険者	番号								
被保	住	所								1
床 険 者	氏	名								男・女
名	生年	月日				年		月	日	
発	効 期	月日				年		月	日	
保隆	険者番	号並								
びり	こ保険	者の								
名	称 及で	び印								

担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。 をその窓口で渡してください。 保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一箇月につき ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負 万円を限度とします。 注 意 事 項

備 考

五

不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

医療広域連合)

あての届書を市町村に提出してください。

兀

この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者

する際には、この証を添えてください。

被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出を

この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

証

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第62条第1項に基づく特定疾病認定申請 については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被	保	険	者	番	号	
氏					名	
却	下	左	Ę.	月	日	年 月 日
却	-	下	珥	1	由	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先			
	役所(役	場)	課
〒			
住 所			
電話番号	()	

後期高齢者医療限度額適用 · 標準負担額減額認定申請書

届	出 者 名						本人	、との	関係	系				
連	絡先電話番号		()										
被	保険者番号													
被	フリガナ								,LtL	D1		H		
保	氏 名								性	別	-	男	•	女
険	生 年 月 日		明	・大	昭	年		月		日				
者				市・君	邯		町・木	寸						
保	険 者 番 号													
	険者の名称及び 在地													
長	期 入 院				該 当		· 非	該当						
٦.	こから下は長期入	院該当者のみ	火記入し	してく	ださい。	入	院日	数台	計	(目	間)
	申請日の前1年	間の入院日数	平成	年	月	日	~平成	年	Ē	月	月	(日間)
1	1 でなした伊隆	、	名	称										
	入院をした保険医療機関等			地										
	申請日の前1年	間の入院日数	平成	年	月	日	~平成	年	Ξ.	月	日	(日間)
2	入院をした保険	> 医 長 幽 則 学	名	称										
	一人所をした休味	· 区 / 原 (所 在	地										
	申請日の前1年	間の入院日数	平成	年	月	日	~平成	年	Ē	月	日	(日間)
3	入院をした保険	> 医 長 幽 則 学	名	称										
	一人所をした休味	· 区 / 原 (所 在	地										
	申請日の前1年	間の入院日数	平成	年	月	日	~平成	年	Ē	月	日	(日間)
4	入院をした保険	> 医 長 幽 則 学	名	称										
	一人院をした休阪	R 区 /	所 在	地										
	申請日の前1年	間の入院日数	平成	年	月	日	~平成	年	Ξ.	月	日	(日間)
(5)	ユ 17ウナ. 1 <i>キ</i> _ 1口 17△	· 医	名	称										
	入院をした保険	民	所 在	地										
	└ 秋田県後期高齢者®	医療広域連合馬	 · 様	1										
	大田			高齢支	4医療の限	度貊	適田・#	西淮 臽	扣嫍	の減り	貊か F	白譜	: 1 년	と す
				마마마	1 (二/尽 (7)代	又帜	^교 면 / 13 ^{- 1}	示平只	1二帜	マン1/火 1	水石 1	」,日月	υđ	~ 7 0
	一一 万人	车 月 日			申請者		氏名							(FI)
					11. 旧日、日		~ √~∐							

(裏面)

(表面)

注意事項

- 1. この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅 時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける場合は、 次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は 生活療養標準負担額の減額が行われます。
- (1) 入院の際又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合 診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ご とに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担 額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、 別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 2. 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 3. 被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者(後期高齢者医療広域連合)あての届書を、市町村に提出してください。
- 5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の 処分を受けます。

備考

L	12279	11日1日1	者医療限度額	庆旭/	1 1/1	, T-/\1=	HX VX	HSC INC.	- Дени	
			交付年月日	2	年	月	日			
被保	: 険者	番号								
被	住	所								
保険	氏	名								男·女
者	生年	月日						年	月	日
発	効 期	日						年	月	日
有	効 期	限						年	月	日
適	用区	分								
	明 入 隊 年 月	完 該	在	F	月	日			保険者印	
	者番号 険者の	名称				1				

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第1項に基づく限度額適用・標準 負担額減額認定申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被	保	険	者	番	号	
氏					名	
却	下	左	Ę.	月	日	年 月 日
却	-	下	理	1	由	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先		
	役所(役場)	課
〒		
住 所		
雷钰悉只	(

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第3項に基づき減額認定証の返還対象となりましたのでお知らせします。

減額認定証と被保険者証にこの減額認定証の返還通知を添えて、 年 月 日まで返還してください。

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先			
	役所(彳	殳場) <u></u>	課
〒			
住 所			
電話番号	()	

年 月 日

後期高齢者医療高額療養費支給申請書

被保険者番号				氏	名							
生年月日				性	別		電話番号					
他の制度に。	他の制度により自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられるか否か											
受けられる	(制度	名一)	(費用徴	収の	有		無)
受けられない	,)											
秋田県後期高	高齢者医	療広域	议 連合县	基 様								
上記の	とおり、	高額療	養費の	う支給を	を申請	します。						
4	丰	月	日									
		盽	請者	氏名	Ż				印			
()) -4-)												

(注意) 裏面も忘れずにご記入ください。

合算の対象となる方で表面の申請者の方に一括申請してもらう方									
氏名		氏名		氏名					

(委任状)	
私、	を代理人と定め、次の権限を委任する。
年	日申請した高額療養費の受領に関すること。
申請者の住所、氏	
	卸
	印
	印_
代理人の住所、氏	
	印

振込				艮 言用金 言用組			ı	支后	事 ・ う	吉 支所	預 金 種	当	通座	
先 	上 医番号等		拐	為同組 	自合						別	₹0 	D他 ——	
	至名義人 タカナ)													

後期高齢者医療葬祭費支給申請書

受付日	平成	年	月	日
決定日	平成	年	月	日

保険者番号	

被保険者番号	
支給金額	¥ 50,000 -

	死亡者の氏名				
3	死亡者の生年月日	平成	年	月	日
	死亡年月日	平成	年	月	日
	死亡の場所				
	死亡の原因				
	そ の 他				
菀	葬祭 日	平成	年	月	日
祭	住 所				
葬 祭 執 行 者	氏 名				
有	連絡先				

支払金	支払区分	口座排	口座振込				1: 2: 3:	当座		銀行 農協 信組	支店・本店
融機	金融機関コード					Ŋ	4:			金庫	支店・本店
関	口座番号							口座名((カタカ	護人 ナ)		

	本請求に基:	づく給付金の受領を代理人に委任します。	平成	年	月	日
受理代	申請者	印	_			
代 理	代理人の	(フリガナ)				
人	氏名		印			
の 開	代理人の	郵便番号 -		-		
	住 所					

事 故 傷 病 届

受	被保	険者	証の														
傷	番		号														
者	被货	R 険 :	者 名							生年	月日	左	Ŧ.	月	日生	Ė	
	(受	傷者	名)														
	受 傷	夢の	日時		年	月	l E] 時	Ē :	分頃	場所	:					
	及:	び 場	所														
	受 傷	易の /	原 因														
	ح	状	況														
	(どの	ように	して受														
	傷した	のか、)	又は、何														
事	が原因	で事故	を引き														
故	起こし	たのか	具体的														
及	に記入	して下	さい)														
び	傷	病	名														
負										自	年	月	日	~			
傷								(入院	· 外3	来)					治	療中	
の										至	年	月	日				
状										自	年	月	日	~			
況	病	院	名					(入院	· 外3	来)					治	療中	
										至	年	月	日				
										自	年	月	日	~			
								(入院	· 外3	来)					治	療中	
										至	年	月	日				
自排	損事故(の場合	記入	警察	への履	量出		届出流	予み(ı	警察署	・)・未	届				
(該当	当するものを	で囲んで	ください)	違反。	点数の	有無	あり(点)・	なし	罰金	・反則金	の有無	#	あり) (ו	点)・	なし
労夠	災事故の	の場合	記入	労災値	保険の	有無		あり	り・な	し・通	囿用外 (理由	:)
(該当するものを で囲んでください)			ください)	勤	務	先	名称					代	表者	f名			
				(労災保険	になし」の	場合記入)						電	話	(()	

上記のとおり届出します。		
平成 年 月 日		
秋田県後期高齢者医療広域連合長	樣	
申請者	住所	
	氏 名	_ (F)
	連絡先	<u> </u>

第 号年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療給付制限通知書

下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 給付制限内容

- 1) 被保険者番号
- 2) 被保険者氏名
- 3) 対象期間
- 4) 医療費
- 5) 給付制限金額
- 6) 給付制限理由

2. 制限の種類

- 1)
- 2)
- 3)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できませんが、 審査請求のあった日から3ヶ月を経過しても裁決がないときや、処分の執行等による著し い損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは裁決を経な いでも提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内 に秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は秋田県後期高齢者医療広域連合長)と して提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できま せん。

問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合

 $\mp 010 - 0951$

住 所 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階

電話番号 018-853-7155

後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立書

被	保	険	者	番	号	
被	療	フ	IJ	ガ	ナ	
保	養	氏			名	
	を 受	生	年	月	日	明治 大正 年 月 日 昭和
者	け	住			所	
傷		痄	为		名	
発;	病 又	は負	負傷	年月	日	年 月 日
一未	部収			担 の	金 額	円
团	部負 難			徴 ^収 理	スが 由	
秋日	田県	後期	高齢	者图	医療』	広域連合長 様
まっ	上記(のと	おり	、艮	関係 書	書類を添えて後期高齢者医療一部負担金未収金の徴収申立を申請し
		年		月	F	日 医療機関 名 称 所在地

申請者 氏名

旬

樣

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律第67条第2項に基づく一部負担金未収金の徴収申立については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被	保	険	者	番	号	
療被	養 保	を 険	受 者	け 氏	た 名	
却	下	至	ŧ	月	日	年 月 日
却	下 理		1	由		

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県の 後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先	,	4-1-	
	役所(役場)	課
〒			
住 所			
電話番号	()	

₹

住所 氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

平成 年月	<u> </u>	D後期高齢者医療保険料額を次	<u>のとおり決定しまし</u>	たの	で通知	<u> 1しま</u>	す。
地但除老氏 。	Ż		油但吃老平口				

极体陕台八台				极体陕白宙与									
決定年月日	年月	日	決定理由										
保険料算定の基础			年度	受ける。その後期高齢者医療		円							
賦課のもととな		5	———— 所得割率	所得割額		均等割額			算上	出額			
風味のもこと	1の別待並敬	1	川待刮伞	×		均守刮除	1	+					
限度超過	額	į	軽減額	年保険料額	月数	月割	引減額		+	保険料 -	斗額 -		
被保険者の被扶養者	被保険者の被扶養者に係る軽減が適用される期間の保険料算定の基礎(終了年度のみ)												

均等割額	軽減額	年保険料額	月数	月割減額

- * 後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者 医療条例の規定によって、 年 月 日現在の後期高齢者医療の被保険者に対して賦課されたものです。
- * 保険料算出方法は以下のとおりです。

所得割額 = 賦課のもととなる所得金額 (1) x 所得割率 (/100)L 確定年保険料 円 均等割額 = 〔50万円を限度とする〕

なお. 年4月1日以降に納付義務及び資格の発生・消滅があるときは月割りにて算定します。

1 賦課のもととなる所得金額 = 年中の所得 - 33万円

* 低所得者に対する軽減

次に該当する世帯の被保険者は、下記の保険料額が軽減されます。

均等割額・・・ 円 総所得金額等が33万円以下

総所得金額等が33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く。)}以下 均等割額・・・ 円 円 総所得金額等が33万円 + {35万円 × 被保険者数}以下 均等割額・・・

被用者保険の被扶養者であったものに対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方は、所得割がかからず、下記の保険料額が軽減されます。

均等割額 ・・・ 円

- 被用者保険の被扶養者であった方については、10月から保険料が徴収されますが、施行直前に被用者 保険の被扶養者となった方など、9月以前に保険料が徴収された場合には、徴収した保険料のうち、 本通知書による平成20年度賦課額を超過した分を還付します。
- 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県 の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求 の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないときや 処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決 を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県 後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、 原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課

住 所

電話番号

₹

住所 氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齡者医療保險料額変更決定通知書

年	度分の領		者医療	保険	料額	を次のと	おり変	更し	ました	ので	通知します					
被保険者							被保	険者番	号							
決定年	月日	年	月	H	決定	定理由										
保険料算	定の基礎	萨				年度分の	後期隔	高齢者	医療信	呆険料	額				円	
FINISTIA	賦課のもととなる所得金額					所得害	割率 所得割額 ×			削額	均等割	算出額 +				
変更前																
変更後																
		限度超過額			#	圣減額	年保険料額			月数	月割》	保険料額 +			į	
変更前																
変更後																
被保険者の)被扶養者	当に係る!	軽減が	で適用	され	る期間の何	保険料	算定	の基礎	体(終:	7年度のみ	.)				
				軽減		-	F/모『金乳菊					1				
	기기국	等割額		毕全 / 193	谷 貝		-		月数	,	月割減額					
変更前																
変更後																
* 医保保得等の ・ 保保の ・ 保保の ・ はい ・ はい ・ はい ・ はい ・ はい ・ はい ・ はい ・ はい	の規定にはの 出	よ以も 11な減のと 以所作 保別 33万円と	おりで得に納額・	年 月 す。 金額 義務月 = 、下記	月 F (1 及び資 年「 記の保	現在の後期) × 所得	期高齢 注割率 (・消滅 33万円 軽減さ	者医療 が あ ます	/ 100 / 100 ときに	は月割り	〔50万円を 〕 にて算定し 均等;	果され <i>†</i> 保険料 限度と	さもので :する。 ・・	です。		円円
総所得	金額等が	33万円 +	+ { 357	5円:	× 被f	保険者数 }	-	き土を降	汞 、 。)}以		割額・				円
		扶養者で					۲ ما"	┰╧┚┈	小 口 [7全业	リタモ みぐま	経減されます	-				
	1休陜の版 額 ・・・		のつに 円	力は、	РЛ 1₹	・割かかかり	59、	r ic∪.	小木吹木	斗旮貝 /J`隼	空似されま 9	,				
				- -	7 1.1.	71+ 10E	まからん	모除쑀	が得川	1 さわ =	ますが、施行	- 古台:	二独田	¥		
											トッパ、心間 徴収した保			=		
						した分を调			-~w i⊐ i	- IO	1447A O 1C M	FX47 V2	, J			

- 不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、秋田県 の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求 の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないときや 処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決 を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県 後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長)として提起できます。ただし、 原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課

住 所

電話番号

〒 住所 氏名

年度分 後期高齢者医療簡易申告書

秋田県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日提出

この申告書は年度後期高齢者医療保険料算定の基礎となります

 年1月1日から
 年12月31日までの1年間の収入

 氏名
 職業

 現住所
 年月日生^印電話

 現住所

所 得 金 額 等 ®必要経費 所得の種類 A収入金額 ◎所得金額(A-B) 備 考 (専従者給与額・控除額を含む) 円 営 業 円 不 動 産 円 円 円 円 円 円 農業 営業、不動産、農業の 専従者 円 控除 必要経費の内数 給 与 円 専従者 円 給与収入額の内数 控除 遺族年金・障害年金等 年 金 円 非課税年金を除く 下記 欄に必要事項を 円 円 譲渡 記入してください 円 円 円 そ の 他 円 円 円

譲渡所得に関する事項

資産の種類 (印を付してください)	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等	
1 土地建物等			交換買換・収用・居住用財産	
2 その他の資産			その他 ()

(回答、問い合わせ先)

自治体名

₹

住 所

電話番号

フリガナ

〒 住所 氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長 🗓

生年月日

後期高齢者医療の賦課資料について(照会)

当後期高齢者医療保険料の賦課資料として、下記の者の所得金額等が必要ですので、ご多忙中恐縮ですが調査の上至急ご回答くださいますようお願いいたします。

		氏 名																			
貴管	内住所	自治体住所	Ť																		
現	!住所																				
(回行	答、問い	合わせ先)																			
	自治																				
	₹																				
	住	所																			
	電話	番号																			
								. ‡IJŀ	-11												
		1	 後期高	齢者)					年	. J]	日
市町村	讨長名												(市町村	1名・	担当	課)					
調	<u> 査N0</u>				被	保険	者番	号													
貴管	内住所	自治体住所	<u> </u>																		
現	!住所																				
照	会先	転入前自治	ì体名																		
年度	ŧ	フリガナ 氏 名											生年月	B							
旧たが	だし書所	得						円	低	低	判定	[所	得								円
減額	対象所得	:						円	一部	3負担	割台	}判	定所得								円
給与し	以入額							円		調	查		1 下記	別紙	のと	おり	2	未申	告		
給与	 事従者収	入額						円		結:	果		3 被扶	養者			4	該当	なし		
公的	丰金収入	額						円					特別控隊	除前所	得額	į					円
雑所征	雑所得(年金+その他)							円	分	離		期	特別控隊	額			円 ((適/	用法令	†	条)
	所得種類	頁		所	得	金	額		譲	渡		短	特別控隊	除前所	得額	į					円
上記								円				期	特別控院	죔			円 ((適)	用法令	†	条)
以								円	専従	者給.	与([控	除)額								円
外の								円	繰越損失控除額				純	損		円都	維損			円	
の所								円	住民税課税状況						課	税	· 非	課	税		
得								円		税課											円
								円	老年	者非誤	₹税(の経	過措置対	象		該	当 <u></u>	· 非	該	当	
賦課其	月日後転 <i>)</i>	人者の前住所																			